

入山鑑札発行について

「キノコ」については当分の間採取禁止です。

採取物件	金 額	採取期間	採取区域
小柴・下草	1,000円 但し採取を業とする者 10,000円	5月10日～10月31日	鳴沢村地籍小柴区域 (剣丸尾)
スズ竹	1,000円 但し採取を業とする者 10,000円	4月1日～3月31日	鳴沢村地籍 恩賜県有財産内全域 (恩賜林)
キノコ	当分の間採取禁止		
オニク	1,000円 入会住民以外の者には交付できません。 採取を業とすることもできません。	7月10日～11月30日	
コケモモ	1,000円 入会住民以外の者には交付できません。 採取を業とすることもできません。	9月10日～11月30日	
小柴	1,000円 但し採取を業とする者 10,000円	6月10日～11月30日 5年生以下 (やといもや等)	鳴沢村地籍 恩賜県有財産内部分林 (部分林)
雑粗朶	1,000円 但し採取を業とする者 10,000円	6月10日～12月31日	
下草	1,000円 但し採取を業とする者 10,000円	6月10日～10月31日	
(樹実) 山菜	1,000円 但し採取を業とする者 10,000円	4月1日～11月30日	
落葉	1,000円 但し採取を業とする者 10,000円	4月1日～3月31日	
その他 (雑)	組合長が定める額	発行日から10月31日	

※採取期間については、年度を超えないようにお願いします。

※当組合入会住民とは、当組合を構成する鳴沢村、富士河口湖町（大嵐地区、勝山地区、小立地区、船津地区）在住者です。